

世界遺産管理に係る主な取組状況（詳細資料）

資料 2 別添 1	ペットに関する新たな条例	p. 3
資料 2 別添 2	保全管理計画の改訂	p. 7
資料 2 別添 3	母島における陸産貝類域内保全（土付き苗対策）	p. 10
資料 2 別添 4	オガサワラカワラヒワの保全対策	p. 15
資料 2 別添 5	オガサワラシジミの保全対策	p. 16

愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する検討結果について

地域連絡会議報告

愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する
地域課題ワーキンググループ
令和2年1月27日

1. 昨年度地域連絡会議（第2回）以降の経緯

<住民説明会等の実施状況>

- 2月19日 村民説明会（母島）
- 2月20日 村民説明会（父島）
- 7月10日 シンポジウム（父島）
- 7月11日 シンポジウム（母島）
- 7月12日 飼い主懇談会（父島）
- 8月20日 住民懇談会（母島）
- 8月25日 住民懇談会（父島）



<住民説明会等で出された主な意見>

- 子どもたちが多くの野生生物、ペットに親しめる環境であってほしい。過度な規制がかからないよう留意してほしい。
- 捕獲・飼養頻度も多いペットを登録の対象とするのは、飼い主も行政も多大な労力がかかるのではないか。
- 避妊去勢できない場合もあるので、その場合の余地も残して欲しい
- 飼養可能種を制限することは疑問
- 許可審査にあまりにも時間がかかるようであると非現実的である。
- なぜペットだけを制限するのか。
- 飼養登録制を導入する段階で、飼養可能なペットの種類まで決めてしまい、条例を議会に上程するのか。
- 子どもたちが昆虫を飼いたがるが、どこまで捕まえていいのか。
- 島で捕まえた動物を野生に戻してはいけないのか。
- 産業動物や生物農薬の逸走防止についても、この条例によって定められるのは疑問。
- 逸走時、原因者負担があることで、通報しない人が出てきて逆効果
- 多くの村民に関心を持たれないまま、認知されていないまま進んでいる。

<愛玩動物WGでの再検討>

住民説明会等の意見を踏まえ、愛玩動物WGにおいて再検討（合計5回）
次ページ以降、主な変更点を赤字で示す。

2. 制度（案）の骨子（修正版） ～全体の構成～

目的：人とペットと野生動物の共存、小笠原の生態系への影響を未然に防止

海洋島特有の小笠原の生態系は、外から持ち込まれるあらゆる動物に対して脆弱

①持ち込んでよいペット以外のペットの持込みを制限

→村内に持ち込まれるペットの種類を制限し、村内における生態系へのリスクを減らす

ペットについて、
適正に管理・飼
養できる制度を
構築

②動物の持ち込みの申告義務（入口対策）

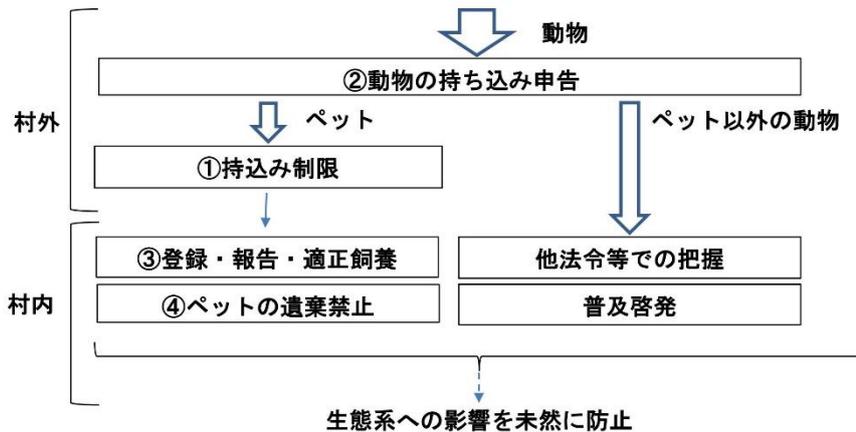
→村内に持ち込まれる動物を把握し、**持ち込めるペットかどうかを確認する**

③ペットの飼養登録・適正飼養義務等

→村内で飼養されるペットを把握し、適正飼養を推進する

④ペットの遺棄の禁止等（出口対策）

→ペットが生態系に与える影響を未然に防止する



3

3. 制度（案）の骨子（修正版） ～ペットの登録・適正飼養の義務・遺棄の禁止等～

主旨：村内で飼養されるペットを把握し、適正飼養を推進し、ペットが生態系に与える影響を未然に防止する

対象動物：ペット（愛玩又は鑑賞の目的で飼養する動物。猫に限らず、全ての種類。）（※1）

対象者：飼い主（村民、観光客に限らず、**村内でのペットの飼養期間が30日を越える場合。**）（※2）

<登録・報告の義務等>

ペットの飼養登録の義務

ペットの飼養状況の報告の義務

<適正飼養の義務等>

①環境衛生保持の義務（※3）

②終生飼養の義務（飼育放棄禁止）

③個体識別の義務：犬、猫に対してマイクロチップを義務化。猫は首輪も。

④繁殖制限の義務：犬、猫に対して避妊・去勢手術を義務化。

⑤飼養数の制限：犬、猫については、飼養上限数を5頭までに制限

<ペットの遺棄の禁止等（※3）>

①遺棄の禁止（生態系へ著しい影響を及ぼすおそれがある場合※）

※例：村外から持ち込んだペットを村内で放す場合

村内で捕獲し飼っていたペット（外来種）を、増やしたり生息域を拡散させたりする場合

②逸走防止の義務

室内飼養を基本とし、ペットに応じて適切な管理をする

③逸走時の捜索・通報の義務

※1：犬については、狂犬病予防法の規定により、登録が義務となっている。

※2：動物取扱業者もペットとして扱う場合は各義務規定を適用する。

※3：飼育放棄禁止・環境衛生保持・遺棄禁止については、ペットの飼養期間が30日以内の場合も対象とする。

※4：犬については、狂犬病予防法の規定により「犬の鑑札」「注射済票」の装着が義務となっている。

令和3年4月から施行予定
令和2年度は事前登録や動物対処室の体制の充実を図る

4

4. 制度（案）の骨子（修正版） ～動物の持ち込みの申告義務～

主旨：村内に持ち込まれる動物を把握し、持ち込めるペットかどうかを確認する

対象動物：すべての動物（種類、目的を問わず意図的に持ち込み、村内で飼養する動物）

対象者：すべての人（観光客、村民、動物のみの移動も含む）

<持ち込み時の申告手続き方法（検討中）>

- ①動物を村外から村内に持ち込む前に事前に役場へ申告
※竹芝客船ターミナルにおける申告の受付体制等の構築は検討中
- ②ペットか、ペット以外の動物かを申告
- ③持ち込み等が禁止されている動物を伴っている場合、原則として、持ち込みを断る。

令和4年度以降段階的に施行予定

※持ち込み時の申告手続き方法・体制については、引き続き検討する

5. 制度（案）の骨子（修正版） ～持ち込んでよいペット以外のペットの持ち込みを制限～

主旨：小笠原に持ち込みことができるペットを制限し、村内における生態系へのリスクを減らす

対象動物：ペット（種類を問わない）

対象者：すべての人（観光客、村民、動物のみの移動も含む）

- 持ち込むことができるペット以外は、村外から村内への持ち込みを禁止する
→あらゆる動物に対して、個別に許可基準をつくるのが難しいことから、一律に種類を制限
- 持ち込むことができるペットの選定にあたっては、犬、猫等と同様、個別に適正飼養の義務も検討。

令和5年度以降段階的に施行予定

※登録制導入による飼養状況の把握、申告制導入による持ち込み状況を把握等により社会的ニーズを整理し、専門家の意見を踏まえ、新たに設置する審議会の意見を聴いて、制限するペットの種類を選定、制限の導入時期を検討する。

5

6. 制度（案）の骨子（修正版） ～持ち込み・飼養可能種リストの選定の考え方（愛玩動物WG案）～

■検討の前提条件

- ・すべての動物には、逸走・野外交着による生態系への影響リスクが存在
- ・マネージメントの実効性の確保

→ブラックリスト制ではなく、ホワイトリスト制の採用

①生態系への影響リスクの情報整理

- ◆野外に逸走した際の生態系リスクが明らかかどうか
- ◆小笠原において野生状態で定着しているかどうか



②適正飼養の可能性とその担保の整理

- ・以下の3つの観点を中心に、適正な管理の徹底が見込まれるかどうか
 - ◆家畜化、大衆化されている（小笠原村の飼養実績の整理）
 - ◆適正な飼養方法が確立されている
 - ◆適正な飼養指導の体制が確立されている（獣医師などの指導を受けることができる）
- 終生飼養、繁殖制限、飼養数上限、個体識別、逸走防止装置等を義務付けることで、個人の資質・飼養能力に関係なく適正飼養を担保



③「①」で整理した生態系への影響リスクに応じ、「②」の適正な管理の徹底が見込まれることで、万が一に逸走しても生態系への影響を限りなく少なくするようにできるかどうかを検討

- ◆野外での個体群形成のリスク（繁殖制限や飼い方、動物の生態により定着の可能性が低いかどうか）
- ◆希少種等の捕食、食害のリスク（野生下ではすぐ死亡する。または、再捕獲が可能かどうか）



犬、猫に加えて、いとうさぎ、モルモット、ハムスターが候補。現時点では決めず、今後も継続検討。

※いとうさぎ、モルモット、ハムスターの適正飼養義務としては、繁殖制限が困難であることから、飼養上限数を1個体までに制限する案となっている

6

7. 課題

検討結果では、基本的にペットを対象とした制度(案)となったが、愛玩動物WGにおいて、以下のとおり、今後の課題を整理した。

○ペット以外の動物の取扱いについては、WGの中で詰めてきていない部分となっている。

○ペットだけの場合、抜け道、法的公平性を欠くなどの課題がある。一方で、ペット以外の動物を含めると条例の運用が困難になるおそれがあることから、基本的にペットのみを対象とした。

○取り組みやすいペットから先行している、他は先送りしている、と受け取られる可能性もあり、特に産業動物については、地域連絡会議または科学委員会において、遺産管理と産業振興に関わるリスク評価、課題整理をし、対応していくことが必要。

○その対応について、世界自然遺産管理計画や生態系保全アクションプランに記載をしていくことも考えられる。

○例えば、産業動物については、既存の法令も活用しながら、適正管理を普及啓発・指導をしていくことも考えられる。

保全管理計画改定について

- 保全管理計画の位置づけ
- 保全管理計画の構成
- 項目と主な改正点
- スケジュール

1

小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画の位置づけ

【森林計画】

「保護林管理方針書」の作成（林野庁長官通知）

保護林毎に作成することとなっている。関東森林管理局保護林管理委員会に意見を聴く。

【内容】

・名称 ・面積 ・設定（変更）年月日 ・位置及び区域（保存地区、保全利用地区それぞれの位置） ・保護管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項 ・保護・管理及び利用に関する事項 など

保護林管理方針書の一部として特に小笠原について別途定める

小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画

森林計画（地域管理経営計画・施業実施計画）へ反映

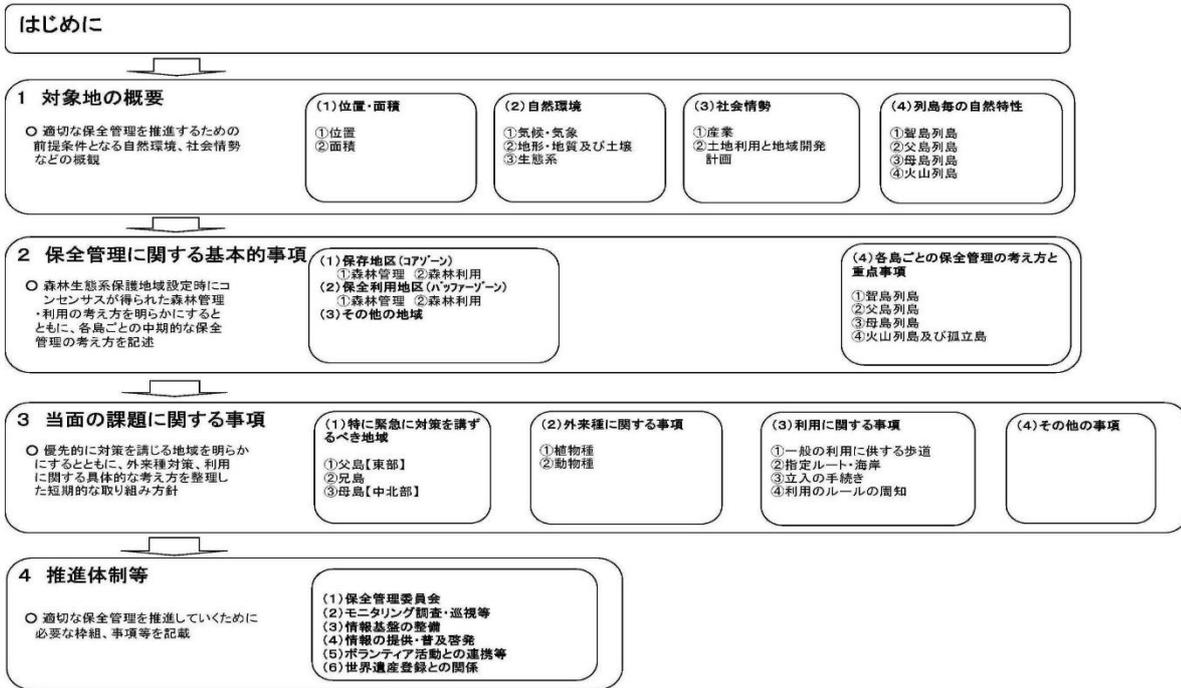
【自然遺産】

世界自然遺産小笠原諸島管理計画

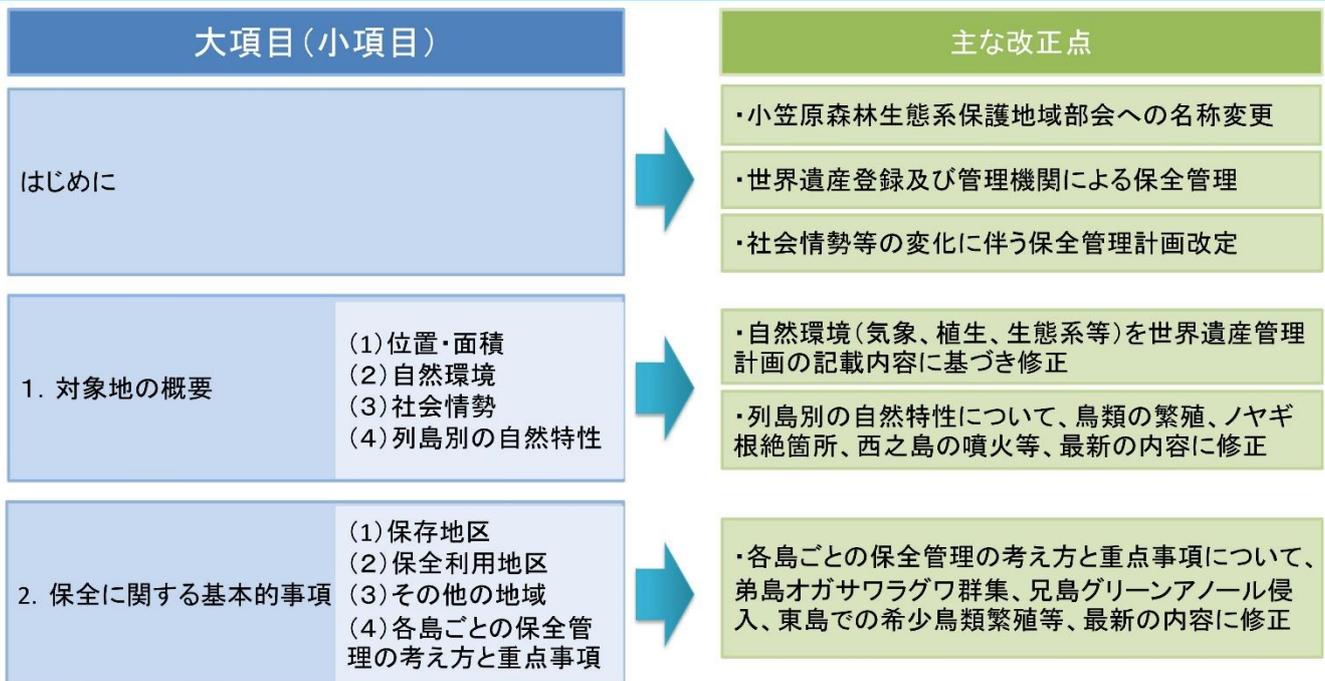
小笠原諸島の管理の基本的な方針等を明らかにすることを目的に策定

2

小笠原諸島森林生態系保護地域保管理計画の構成



項目と主な改正点



スケジュール

期間	項目	会議等	内容	資料	相手方	備考	
令和元	6月	中旬	第1回小笠原部会	委員の意見交換	計画書素案	部会委員、管理機関	6/14開催
		下旬	森林生態系修復検討委員会	計画書素案の説明	〃	修復検討委員	6/25開催
	7月	上旬		計画素案に対する意見照会	〃	部会委員、修復検討委員、管理機関	素案をメールにて送付
		中旬					
		下旬		意見照会締切		部会委員、修復検討委員、管理機関	
	8月	上旬		意見のとりまとめ、対応の検討			
		中旬					
		下旬		関係者の意見の反映		座長説明	
	9月	上旬		計画書改定案の作成		部会委員、修復検討委員、管理機関	改定案をメールにて送付
		中旬	第1回現地連絡会議	計画書改定案の説明	計画書改定案	連絡会構成員	9/19実施
		下旬					
	10月	上旬	住民説明会	住民等意見の反映	〃		10/8母島、10/11父島 実施
		中旬			計画書最終原案	座長確認後、部会委員、修復事業検討委員、管理機関へ送付	10/11送付
		下旬	保護林管理委員会	改定の状況等の説明	〃	保護林管理委員	10/30実施
	11月		第2回小笠原部会	計画書最終案の決定	〃	部会委員、管理機関	11/15実施
							正文作成
	12月	上旬	保護林管理委員会へ報告	計画書の決定	計画書最終案		
		中旬		最終案決裁、プレスリリース			

6

項目と主な改正点

大項目(小項目)

3. 当面の課題に関する事項

- (1)特に緊急に対策を講ずべき地域
- (2)外来種に関する事項
- (3)利用に関する事項
- (4)その他の事項



主な改正点

- ・特に緊急に対策を講ずべき地域について、父島(東部)、兄島、母島でのこれまでの外来種駆除等の成果を踏まえた内容に修正
- ・外来種に関する事項について、ノヤギ駆除実績を踏まえた内容に修正
- ・利用に関する事項について、指定ルート of 維持・管理、見直しに関し内容を整理

4. 推進体制等

- (1)保全管理委員会
- (2)モニタリング調査・巡視等
- (3)情報基盤の整理
- (4)情報提供・普及啓発
- (5)ボランティア活動との連携等
- (6)世界自然遺産との関係

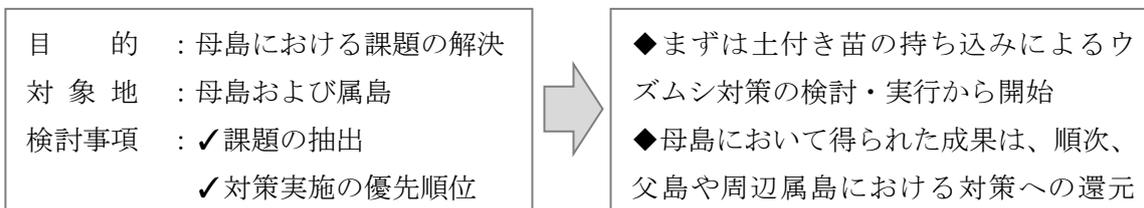


- ・小笠原森林生態系保護地域部会への名称変更
- ・管理機関との連携
- ・世界自然遺産管理計画との調整

5

母島における陸産貝類域内保全(土付き苗対策) (環境省) 資料 2 別添 3

1. 部会の概要



<部会構成>

委員	吉田委員(座長)、可知委員長、苅部委員、清水委員、千葉委員
オブザーバー	関係行政機関、地域連絡会議 参画団体(母島の団体)
事務局	管理機関(環境省、林野庁、東京都、小笠原村)

2. 今年度部会(2020年2月14日開催)の協議予定

	現在の状況	部会での協議事項(予定)
(1)土付き苗の島外からの持ち込み対策		
①温浴の運用開始	・暫定運用に向けた施設、物品の準備中	・暫定運用の試行による確認 (部会開催当日、母島会場にて部会終了後に実施)
②十分な情報周知	・広報資料、運用マニュアル等の検討中	・広報資料、運用マニュアル(案)の確認
③土付き苗地上部への対応	—(目視確認)	—
(2)土付き苗以外の外来プラナリア類侵入リスク		
①環境配慮事項の情報整理	・各機関の環境配慮に関する情報収集、整理中 ・建築資材等の移動現況の把握	・各機関の環境配慮事項の平準化、高度化に向けた集約検討(案)の確認

3. 参考

(1) 部会の設置経緯

・『新たな外来種の侵入防止』は、小笠原における外来種対策の最優先事項であり、これまで科学委員会や地域連絡会議のほか、ワーキンググループを設置するなどして、科学的な知見、地域課題等を踏まえながら、検討を進めてきた。

・母島は、同じ有人島である父島と比較して外来種の影響が少なく、世界自然遺産としての価値がより多く残っていること、また地域連絡会議参画団体から、母島の課題について議論する場が求められていたことから、環境省では平成 29 年度に検討会を立ち上げ、遺産価値や課題等の整理を行った。

・一方、母島の遺産価値を保全管理していくためには、環境省だけでなく、管理機関で科学的な保全管理や課題の検討、課題の優先順位、対策の実施をしていくことが必要であり、その検討にあたっては、科学委員会の助言を得ながら進める必要があることから、平成 30 年度に検討会を科学委員会の下部の部会に位置づけた。

・部会では「人の暮らしと自然の調和」を目指し、生活や産業との関わりが深い地域における遺産価値の保全や外来種対策のあり方について、特に優先的に議論を行う。体制については、5年程度を目処に見直すこととしている。

(2) 部会の検討経緯

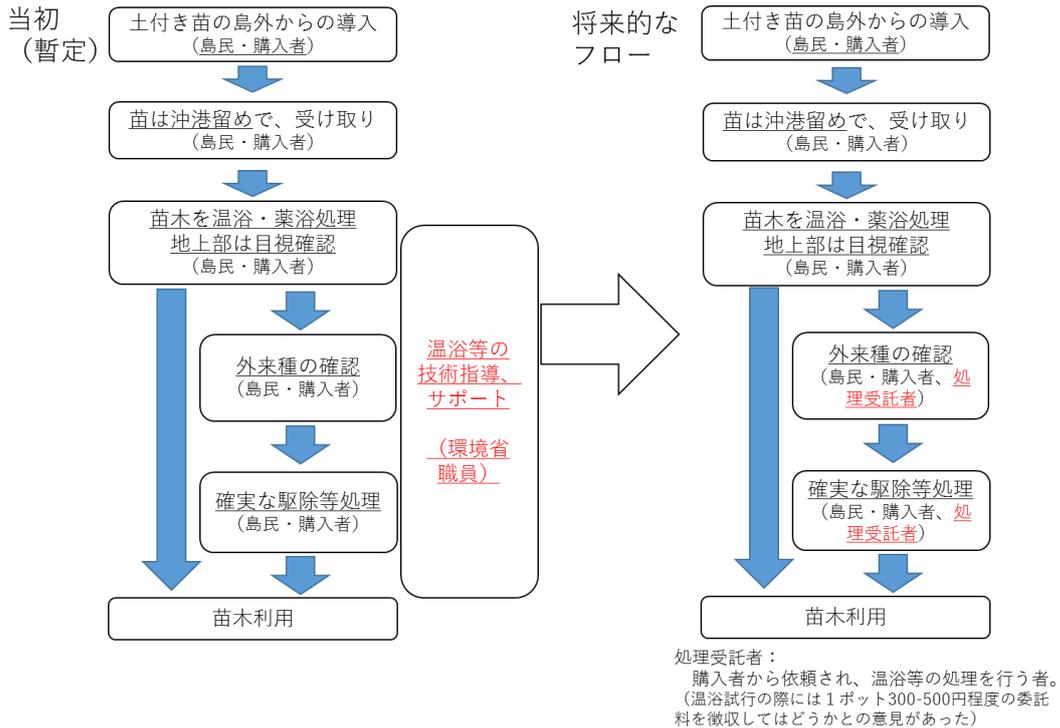
時期	主な議題
平成 30 年 2 月 23 日	○検討会の設置目的、委員・関係団体の紹介 ○母島の遺産価値と保全の経緯 ○本検討会で議論を行って行くべき課題、検討の進め方 ・具体的にできることを優先的に着手する。 ・未侵入のウズムシの侵入防止が重要。土付き苗が喫緊の課題。
平成 30 年 9 月 4 日	○外来種侵入ルートの再検討 ○土付き苗の持ち込みや島内移動の集中管理に関する検討 ・ウズムシの侵入防止が何よりも優先。 ・地域を巻き込んで土付き苗対策の検討を進めることが重要。 ・できるだけ早い試行、実行を目指す。
平成 31 年 2 月 19 日	○土付き苗の島外からの持ち込み対策について ○シロアリ条例の運用、温浴の試行結果について ○土付き苗以外の侵入リスクについて ・温浴で植物体地上部に付着する外来種対策は課題。 ・工事用資材や車両の移動による侵入防止対策の検討も進める必要がある。 ・東京都の公共工事実施にあたっての外来種対策を他機関にも上げられると良い。作業員等への普及啓発も進めて欲しい。

(※平成 30 年 2 月 23 日、平成 30 年 9 月 4 日は「母島における遺産価値の保全に関する検討会」として開催。)

まずは、陸産貝類へ大きな影響を与えるニューギニアヤリガタリクウズムシ等の外来種の侵入・定着のリスクが高い土付き苗対策の検討を行っている。

母島・土付き苗対策について(暫定運用)

- ・当初(3年程度)は、環境省職員が温浴の技術指導、サポートを実施。(運用実績・実態を踏まえ、フロ一等の見直しを検討)
- ・温浴開始にあたっては、事前に広報資料や運用マニュアル等を作成し、島民へ周知。
- ・当初は仮設で開始し、3年程度の運用実績・実態を踏まえ、必要かつ改善が必要な機能等を洗い出し、本格的な設置・整備、体制を検討する。



(1) 温浴の運用や体制

- ・港湾施設用地に温浴を行う仮設テントを設置し、その中で土付き苗の温浴を実施。
- ・仮設テント等は、温浴作業が発生する時にのみ設置し、その日のうちに撤去。
- ・温浴作業は、環境省が指導し、購入者(島民)が実施。
- ・処理後にテント内部を燻蒸処理する。
- ・荒天時など、テント設営が危険な場合は設置しない。

検討中の施設 (テント)



(2) 設置想定箇所



設置想定箇所：駐車場2台分程度

表 外来プラナリア類の侵入リスクの高い物品とリスクへの対応状況

リスク	品名	状況	主な移動方法	到着地	課題	課題への対応状況
最高	琉球列島産の土付き苗	琉球列島産のマンゴーは 2011～2014 年の平均で 50 株程度持ち込まれている。	ははじま丸	沖港	・土付き苗の温湯処理による影響の把握 ・効果的な処理手法の確立 ・温湯処理の実施場所・体制の検討 ・農業者・園芸者への広報	・母島検討会及び母島部会において、課題への対応を検討中【環境省・管理機関】
最高	父島で保管した工事資材・仮設材	木材の移動は小笠原村のシロアリ条例で禁止されているため父島母島間の移動は無いが、父島で使用した単管パイプ等の移動はある。	ははじま丸 共勝丸 鳳生丸	沖港 東港	・洗浄方法の検討 ・目視による確認体制の検討 ・洗浄・確認にかかる費用の積算 ・共通仕様書・環境配慮指示書の検討	・具体的な検討が進んでいない
最高	穴掘建柱車	電柱等を建てるため地盤に穴を開ける機械であるが、現時点では対策が行われていない。	共勝丸	沖港		
高	工事用車両	油圧ショベル等の重機については平均して年2～3回程度の父島母島間の移動があるが、洗浄が行われている。一般車両については、車のタイヤ付近に泥が溜まる場所がある、洗浄の指導は行われていない。	共勝丸	沖港		
	一般車両		ははじま丸	沖港	・輸送実態の把握 ・洗浄方法の検討 ・目視による確認体制の検討	・具体的な検討が進んでいない
高	父島で使用した靴	普及啓発やははじま丸の船客待合所にて靴底洗浄が行われているが、不特定多数の観光客が訪れる。	ははじま丸 漁船	沖港	・シロアリ条例による禁止事項の徹底 ・入林許可申請時の注意喚起チラシの配布 ・普及啓発の強化	・シロアリ条例による禁止事項の徹底を検討中【小笠原村】
高	調査・研究者が父島で使用した資機材	シート類、土壌調査用機材、三脚や夜間に屋外で干していた道具等にリスクがある。	ははじま丸	沖港		
高	父島産の土付き苗	公共事業での母島への持ち込みは禁止されている。一般島民が苗木や観葉植物を購入して母島に持ち込むことがある。	ははじま丸	沖港	・土付き苗の温湯処理による影響の把握 ・効果的な処理手法の確立 ・温湯処理の実施場所・体制の検討 ・農業者・園芸者への広報	・母島検討会及び母島部会において、課題への対応を検討中【環境省・管理機関】

出典：「平成 27 年度小笠原諸島外来プラナリア類の侵入・拡散防止に関する対応方針

(科学委員会新たな外来種の侵入・拡散防止に関するワーキンググループ、平成 28 年 3 月)」を元に再整理

表 建設資材や車両等に係る各荷役方法の状況と外来種導入の可能性

荷役方法	コンテナ	網コンテナ	パレット
イメージ			
移動が想定される外来種	昆虫類 陸産貝類 爬虫類 等	昆虫類 陸産貝類 爬虫類 等	昆虫類 陸産貝類 爬虫類 等
想定される導入方法	・資材に付着 ・コンテナに侵入 ・コンテナに付着	・資材に付着 ・コンテナに付着 ・コンテナ外への拡散	・資材に付着 ・パレットに付着 ・パレット材木に侵入
荷役方法	直置き		
イメージ			
移動が想定される外来種	昆虫類 陸産貝類 爬虫類 等		
想定される導入方法	・物資に付着・侵入		

出典:「平成 18 年度小笠原国立公園生態系特定管理手法検討調査業務報告書(株式会社ブレック研究所、平成 19 年 3 月)」を元に作成

背景と目的

- ・ 林野庁では、オガサワラカワラヒワ個体数が減少しているのではないかと意見を受けて、モニタリングを継続している。
- ・ オガサワラカワラヒワの個体数は100-300羽程度と推定されており、現在小笠原諸島において最も絶滅が危惧される鳥類である(図1)。
- ・ 個体数減少の大きな要因は、外来種のノネズミ類による営巣期間中の捕食圧と考えられている。
- ・ 繁殖地である母島の属島におけるノネズミ(ドブネズミ)対策が緊急の課題である。
- ・ ノネズミ対策として一般的な、殺鼠剤を使用する場合を想定したモニタリングを行う。

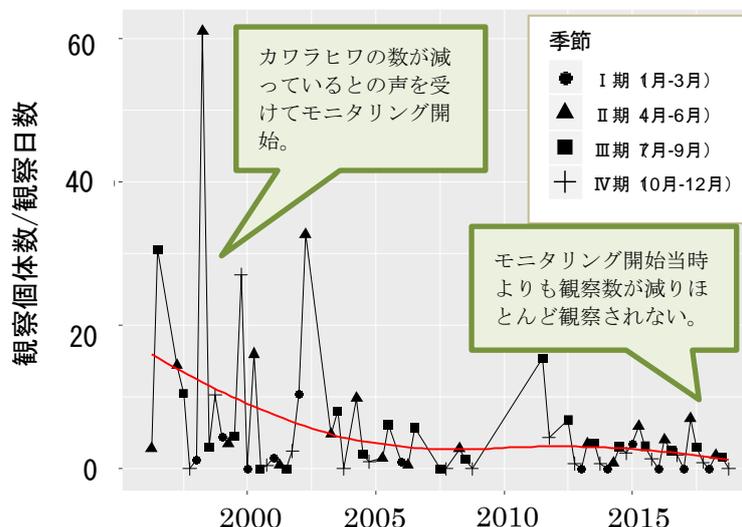


図1 オガサワラカワラヒワの観察個体数の推移

方法

- ・ 調査地：オガサワラカワラヒワが観察される水場（向島の沢）
- ・ センサーカメラでモニタリング。
- ・ 無毒の粒剤を使用(ネズミの持ち出し防止)
- ・ ベイトステーションに塩ビパイプ（L型及び直型）を取り付けてネズミが喫食するかどうかの検証（図2）



図2 ベイトステーション設置

結果

- ・ L型、直型ともにネズミが進入し、餌がなくなる。
- ・ 鳥類が首を突っ込む、入り込む姿は確認できず。
- ・ 10月10日にモニタリング終了。



図3 ベイトステーションから出るネズミ

オガサワラシジミのこれまでの経緯

- ・昭和44(1969)年4月:文化財保護法に基づく、国指定天然記念物に指定。
- ・平成20(2008)年7月:種の保存法に基づく、国内希少野生動植物種に指定。
- ・平成17(2005)年より多摩動物公園での生息域外保全の事業が開始。平成21(2009)年度から交尾試験、採卵、食餌植物の栽培を開始。
- ・平成21(2009)年3月に保護増殖事業計画を策定し、平成21(2009)年度から希少昆虫に関する連絡会議を開催。以降、平成30(2018)年度まで、当該連絡会議で中期実施計画と役割分担の検討。
- ・平成25(2013)年度には、船見台都有地にシジミの食餌植物のオオバシマムラサキの保全施設を設置。同年度中に、母島にて一部個体を飼育し、交尾試験、試験的放チョウを実施。
- ・平成26(2014)年2月:『生息状況が危機的であり、緊急的な保全措置が必要』と専門家から発信があり、緊急打合せを実施。人工増殖個体の野生復帰による個体群の補強を検討。同年6月に放チョウを実施。
- ・平成30(2018)年9月:オガサワラシジミ保護増殖検討会を設置。野生下における生息状況が著しく厳しい状況を受け、生息域外保全の安定化、生息域内への補強の検討を始める。

オガサワラシジミに関する現在の状況

○生息域内（母島における生息状況）

オガサワラシジミは、1978年には弟島、兄島、父島、母島及び姉島で生息が確認されていたが、現在は生息確認がなく、野生下での存続が極めて厳しい状況。

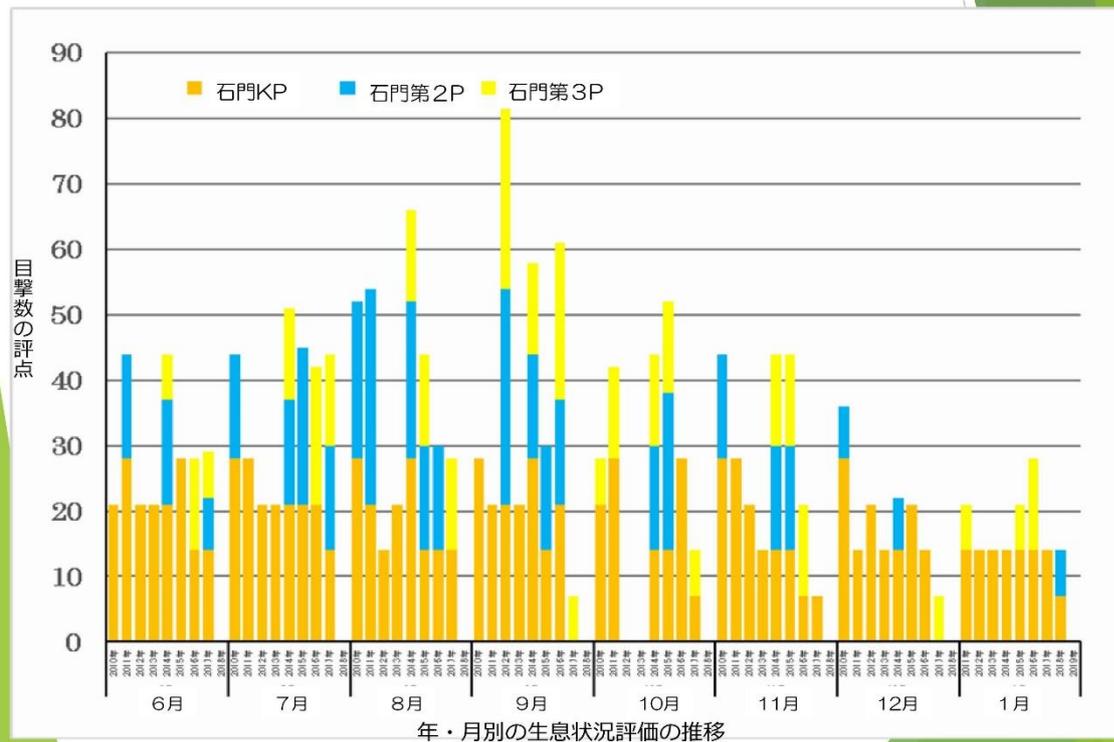
<現在の生息状況>

- ・2017年以前は、年間を通して毎月10個体前後が確認されていた。
- ・2018年は、4月、5月に立て続けに目撃報告があったが、その後は6月2日に都道沿線で1個体、9月7日に乳房山での確認報告があったのみ。毎年環境省の調査ポイント(石門、新夕日、西浦)では個体の確認はなかった。
- ・例年実施している冬季の幼虫の食痕調査を2019年3月に実施したが、この調査では食痕が一つも確認されなかった。
- ・2019年6月3、4日に乳房山旧道(吉兵衛山付近)で成蝶1個体の確認報告があった。これを受け、これまで調査記録のない乳房山と堺ヶ岳の間の稜線東側や東崎において調査を実施したが、個体の確認には至っていない。



オガサワラシジミに関する現在の状況

○生息域内（母島における生息状況）



3

オガサワラシジミに関する現在の状況

○生息域内（母島における生息状況）

<今回の減少要因>

- ・2016年秋～2017年春の干ばつ
- ・2017年春のコブガシの開花不良
- ・2017年9月の大型台風の長期滞在
- ・長期的にはグリーンアノールによる捕食
- ・餌木のオオバシマムラサキのアカギ等外来植物による被陰

↳ 複合的な要因で、生息環境が一気に悪化

※オガサワラシジミ保護増殖検討会(2018/9/5)より

4

オガサワラシジミに関する現在の状況

○生息域外

(多摩動物公園における飼育の状況)

多摩動物公園では、2005年からオガサワラシジミの生息域外保全（飼育）の取組を自主事業として開始。2016年に交尾方法を確立。オガサワラシジミの生息域外における個体群を唯一維持している。

<これまでの飼育状況>

- ・飼育は、餌資源のリスク分散のため、新葉群と人工飼料群に分けて飼育
- ・これまでは、新葉群50個体、人工飼料群50個体で安定的に推移（いずれも2齢幼虫以降の個体数）
- ・例年夏場にオオバシマムラサキの生育不良が発生し、昨夏は新葉群が全滅し、その後安定個体数まで回復
- ・人工飼料は、製造ロットの善し悪しによって食いつきが左右され、孵化率が悪かったり、1齢幼虫の死亡率が高くなるなどの課題も

<現在の飼育状況(12/9現在)>

- ・飼育総個体数：成虫43、蛹18、卵28(多摩第17世代)
- ・新葉飼育 成虫：32
- ・人工飼料飼育 成虫12、蛹16

5

オガサワラシジミに関する現在の状況

○生息域外

(新宿御苑における飼育の状況)

新宿御苑では、2019年3月からオオバシマムラサキの挿し木栽培を開始し、2019年10月から多摩動物公園の幼虫を譲受け、生息域外保全（飼育）の取組を開始した。

<譲受けの経緯>

- ・今年度は、多摩動物公園における夏場の飼育個体数の減少が激しく、一時的に12個体まで減少
- ・危機的な状況を改善するため、多摩動物公園の個体数の回復と併行して、危険分散のための飼育を新宿御苑で開始
- ・新宿御苑での飼育にあたっては、多摩動物公園の人工飼料を食べず、飼育個体群の安定化に寄与しない23個体を譲受けた

<現在の飼育状況(12/9現在)>

- ・飼育総個体数：成虫8、幼虫130(ほとんどが初齢～2齢)
- ・オオバシマムラサキの新葉飼育：幼虫15
- ・人工飼料飼育：幼虫11
- ・インゲンマメ飼育：幼虫104
- ・成虫は、多摩動物公園から譲り受けた幼虫の羽化個体で、すべて蓄飼育個体

6

環境省の取組

○直近で実施している内容（環境省での飼育）

※昨年度から危険分散のための飼育を環境省で実施するべく、多摩動物公園から技術的な助言を得つつ、準備を開始

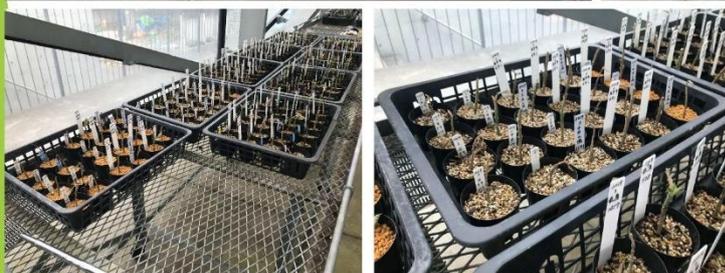


新宿御苑
(大温室)

7

環境省の取組

○直近で実施している内容（環境省での飼育）



2019年3月、餌の確保のため、東京都整備の船見台保全施設で栽培していたオオバシマムラサキの株14鉢を譲り受け、その他石門株等の枝200本を挿し木で栽培中

8

環境省の取組

○直近で実施している内容（環境省での飼育）

※域外保全の飼育を安定的に行うための、オオバシマムラサキの蕾や新葉を移送試験

- ・生息域外の飼育を安定的に行うための技術開発として、オオバシマムラサキの蕾や新葉を鮮度を落とさず、移送する試験を実施。
（おが丸の運行を考慮し、鮮度を1週間程度保つ必要がある。）
- ・発泡スチロールや段ボール、保冷のありなしなど様々なパターンを試験中



9

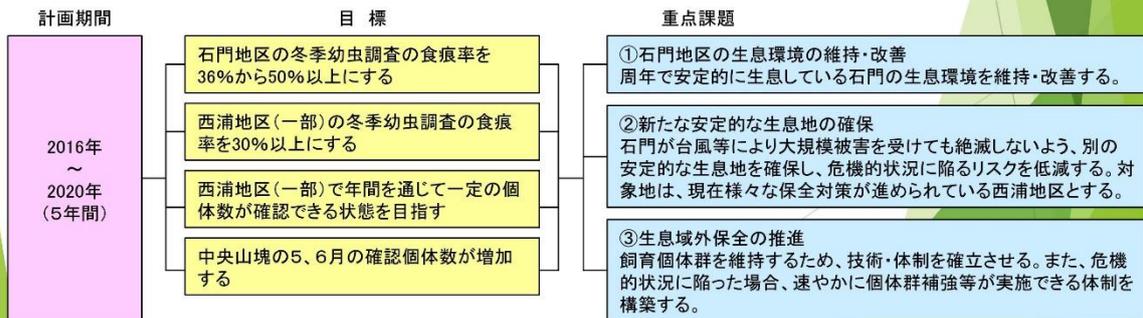
環境省で今後取り組むこと

○中期実施計画

中長期的には、中期実施計画に記載されている計画を踏襲しつつ、生息域外保全で増殖させた個体を母島において移殖することを目指す。
短期的には、飼育技術を確立している多摩動物公園を支援しながら、危険分散のための飼育とその個体群の維持を図ることを目指す。

<オガサワラシジミ保護増殖事業中期実施計画>

- ・2016～2020年の5ヶ年計画
- ・石門や西浦での生息数の目標を定め、目標達成のための課題を整理
- ・①石門地区の生息環境の維持・改善、②新たな安定的な生息地の確保、③生息域外保全の推進の3点を重点課題として挙げている。



環境省で今後取り組むこと

○今後の方針（中長期、短期）

<中長期的な方針>

- ・食餌植物であるオオバシマムラサキの被陰解消のための外来植物駆除
- ・オガサワラシジミを捕食するグリーンアノール対策（特に新夕日ヶ丘での根絶状態の達成）
- ・種の保存や移殖のバックアップのための生息域外飼育
- ・生息域外飼育を安定的に実施するための食餌植物の栽培管理
- ・母島における生息域内への移殖の実施

<短期的な方針>

- ・飼育技術を確立している多摩動物公園における飼育支援
- ・危険分散を図るための多摩動物公園以外での複数園での飼育
- ・生息域外飼育を安定的に実施するための食餌植物の栽培増殖

11

環境省で今後取り組むこと

○直近で実施する内容

オガサワラシジミの個体群の安定化を図るため、短期的な方針の課題を環境省で着実に進めていく。

- ・飼育技術を確立している多摩動物公園への飼育支援
- ・危険分散を図るための多摩動物公園以外での複数園での飼育
- ・生息域外飼育を安定的に実施するための食餌植物の栽培増殖

<危機的な状況を打破するために行うべきこと>

- まずは多摩動物公園の飼育個体群の安定化を図ること
- 種の絶滅リスクを回避するため、分散飼育の必要性が極めて高く、早急に分散飼育ができる体制を構築すること
- 生息域外の飼育を安定的に行うため、小笠原のオオバシマムラサキの蕾や新葉の鮮度を落とさず、移送する技術開発を行うこと

※オガサワラシジミ保護増殖検討会専門家会合（2019/9/25）

12